

## 7. 循環資源の輸送に必要な手続き、選定、確認等

### 7.1 収集運搬業者の選定 ( )

三島川之江港を利用した循環資源の輸送を行う事業者<sup>1)</sup>は、以下の事業者です。

輸送しようとする循環資源が産業廃棄物<sup>2)</sup>、有価物<sup>3)</sup>のいずれかによって、輸送を行うことができる事業者が異なります。

- (1) 愛媛県内を輸送する場合の陸上輸送事業者 (下図の陸上輸送事業者 A)
- (2) 三島川之江港の港湾運送事業者 (港湾運送事業者 B)
- (3) 三島川之江港 - 相手港間の海上輸送事業者 (海上輸送事業者 C)
- (4) 相手港の港湾運送事業者 (港湾運送事業者 D)
- (5) 相手港 - 排出地 / 目的地間の陸上輸送事業者 (陸上輸送事業者 E)

#### 1) 三島川之江港を利用した循環資源輸送を行う事業者

海上輸送により循環資源を輸送する場合、以下の収集運搬業者が携わることになります。

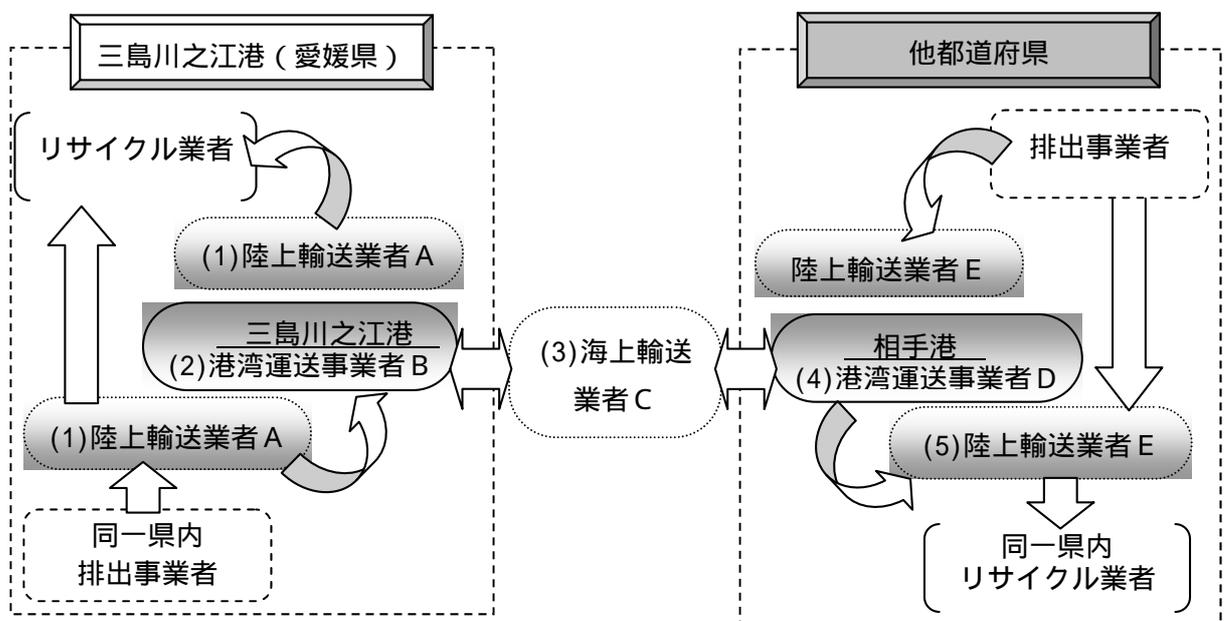


図7-1 収集運搬業者の役割

#### 2) 循環資源が産業廃棄物に該当する場合

産業廃棄物を輸送することができるのは、主に積み込み及び荷卸しする区域を管轄する都道府県知事等の許可を取得した事業者です。なお、政令で定める市の区域内で産業廃棄物の積卸しを行う場合は、当該市長の許可が必要となります。

廃棄物処理法により、「廃棄物の排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められております。排出事業者の皆様は、廃棄物処理法に基づき適正な輸送を行う産業廃棄物収集運搬業者を選定してください。

### 3) 循環資源が有価物に該当する場合

循環資源が有価物に該当する場合、一般貨物の輸送と同様に、収集運搬事業者を選定してください。

#### 排出事業者による廃棄物収集運搬事業者の選定

- (1) 愛媛県内を輸送する場合の陸上輸送事業者Aの選定 ……15 ページへ
- (2) 三島川之江港の港湾運送事業者Bの選定 ……16 ページへ
- (3) 三島川之江港－相手港間の海上輸送事業者Cの選定 ……16 ページへ
- (4) 相手港の港湾運送事業者Dの選定 ……17 ページへ
- (5) 相手港－排出地 / 目的地間の陸上輸送事業者Eの選定 ……17 ページへ

#### (1) 愛媛県内を輸送する場合の陸上輸送事業者Aの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、愛媛県（松山市内で産業廃棄物の積卸しを行う場合は松山市）の産業廃棄物収集運搬業の許可<sup>1)</sup>を取得している陸上輸送事業者を選定してください。

1) 愛媛県（松山市内で産業廃棄物の積卸しを行う場合は松山市）の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合には、愛媛県（松山市内で産業廃棄物の積卸しを行う場合は松山市）の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、委託する廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

どの事業者が該当するのか不明の場合は、県庁 廃棄物対策課（松山市許可にかかる事業者については 松山市 廃棄物対策課）又は（社）愛媛県産業廃棄物協会にご相談ください。

（社）愛媛県産業廃棄物協会 問い合わせ先

・ 社団法人 愛媛県産業廃棄物協会  
〒790-0005 松山市花園町7-3  
電話：089-986-3450 F A X：089-986-3451  
協会ホームページURL <http://www.ehimesanpai.or.jp>

## ( 2 ) 三島川之江港の港湾運送事業者 B の選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、愛媛県産業廃棄物収集運搬業の許可 1 ) を取得している港湾運送事業者を選定してください。

### 1 ) 愛媛県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合には、愛媛県の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している港湾運送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、委託する廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

どの事業者が該当するのか分からない場合は、県庁 廃棄物対策課、又は(社)愛媛県産業廃棄物協会にご相談ください。

## ( 3 ) 三島川之江港 - 相手港間の海上輸送事業者 C の選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、三島川之江港と相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可 1 ) を取得している海上輸送事業者を選定してください。

### 1 ) 三島川之江港と相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、以下の許可を取得している海上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、委託する廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

表 7 - 1 産業廃棄物を輸送できる海上輸送事業者 C の要件

相手港所在地がイ県口市の場合	要件
口市が政令で定める市の場合	愛媛県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得 口市の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得
口市が政令で定める市でない場合	愛媛県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得 イ県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得

「政令で定める市」は表 7 - 5 参照のこと。

どの事業者が該当するのかわからない場合は、県庁 廃棄物対策課、又は(社)愛媛県産業廃棄物協会、及び相手港所在地の都道府県(又は政令で定める市)にご相談ください。

#### (4) 相手港の港湾運送事業者Dの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可<sup>1)</sup>を取得している港湾運送事業者を選定してください。

##### 1) 相手港での産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、以下の許可を取得している港湾運送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、委託する廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

表7-3 産業廃棄物を輸送できる港湾運送事業者Dの要件

相手港所在地がイ県口市の場合	要件
口市が政令で定める市の場合	口市の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得
口市が政令で定める市でない場合	イ県の産業廃棄物収集運搬業の許可の取得

相手港の港湾運送事業者に心当たりがないという場合は、三島川之江港の港湾運送事業者、海上運送事業者にご相談ください。

#### (5) 相手港-排出地/目的地間の陸上輸送事業者Eの選定

取り扱う循環資源が産業廃棄物に該当する場合、相手港と排出地/目的地での産業廃棄物収集運搬業の許可<sup>1)</sup>を取得している陸上輸送事業者を選定してください。

##### 1) 相手港と排出地/目的地での産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している事業者

取り扱う循環資源が産業廃棄物である場合は、相手港、排出地/目的地がある都道府県等の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者を選定してください。事業者によって取り扱える廃棄物の種類が異なりますので、事業者選定にあたっては、委託する廃棄物を取り扱える事業者であるかどうかを許可証等によりご確認ください。

・相手港と排出地/目的地が同じ都道府県にある場合は、A県の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

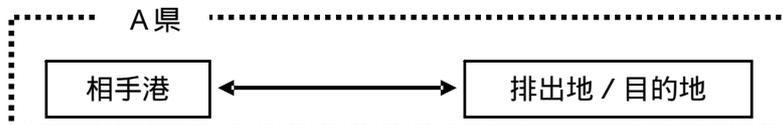


図7-1 相手港と排出地/目的地が同じ県にある場合

・相手港と排出地 / 目的地が別々の都道府県にある場合は、A 県と B 県の産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

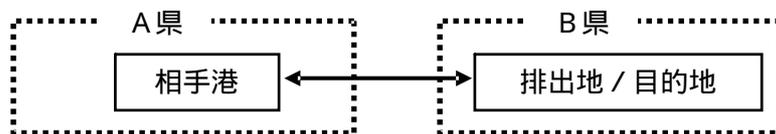


図 7-2 相手港と排出地 / 目的地が異なる県にある場合

相手港、排出地 / 目的地の所在地が、政令で定める市の場合は、市の産業廃棄物収集運搬業の許可を取得している陸上輸送事業者の中から選定してください。

表 7-5 政令で定める市

(平成 20 年 4 月現在)

都道府県	政令で定める市	都道府県	政令で定める市
北海道	札幌、函館、旭川	京都府	京都
青森県	青森	大阪府	大阪、堺、東大阪、高槻
岩手県	盛岡	兵庫県	神戸、姫路、尼崎、西宮
宮城県	仙台	奈良県	奈良
秋田県	秋田	和歌山県	和歌山
福島県	郡山、いわき	岡山県	岡山、倉敷
栃木県	宇都宮	広島県	広島、福山、呉
埼玉県	さいたま、川越	山口県	下関
千葉県	千葉、船橋、柏	香川県	高松
東京都	東京 23 区、八王子	愛媛県	松山
神奈川県	横浜、川崎、横須賀、相模原、藤沢	高知県	高知
新潟県	新潟	福岡県	北九州、福岡、大牟田、久留米
富山県	富山	長崎県	長崎、佐世保
石川県	金沢	熊本県	熊本
長野県	長野	大分県	大分
岐阜県	岐阜	宮崎県	宮崎
静岡県	静岡、浜松	鹿児島県	鹿児島
愛知県	名古屋、豊橋、岡崎、豊田		

陸上輸送事業者には心当たりがない場合は、三島川之江港の港湾運送事業者、海上輸送事業者、相手港の港湾運送事業者にご相談ください。

7.2 三島川之江港における廃棄物取扱方法の検討 ( )

輸送する循環資源が産業廃棄物の場合、廃棄物処理法を遵守した三島川之江港における廃棄物の取扱方法を検討<sup>1)</sup>してください。

検討する際、ご不明な点については、四国中央保健所衛生環境課、又は県庁廃棄物対策課へご相談ください。

1) 三島川之江港における廃棄物の取扱方法の検討

取り扱う循環資源が産業廃棄物の場合、廃棄物処理法を遵守した取り扱いが必要です。

廃棄物処理法では、廃棄物の発生から処分まで、各段階に応じてそれぞれ処理基準が定められています。例えば、収集運搬の基準の一つとして、「廃棄物が飛散、流出しないようにすること。」と定められています。よくご確認の上、三島川之江港における取り扱い方法をご検討ください。

表7-6 廃棄物処理法による廃棄物の保管・収集運搬基準

保管の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周囲に囲いが設けられ、保管施設であること等が表示されていること。</li> <li>・ 廃棄物の飛散、流出及び地下浸透並びに悪臭が生じないようにすること。</li> <li>・ 屋外で容器を用いず保管する場合は、法で定められた保管の高さを超えないこと。</li> <li>・ ねずみが生息しないように、また、蚊・はえその他の害虫が発生しないようにすること。</li> </ul>	
収集運搬の基準	行う場合 収集運搬のみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物が飛散、流出しないようにすること。</li> <li>・ 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないようにすること。</li> <li>・ 収集又は運搬のための施設を設置する場合は、生活環境保全上支障が生じないようにすること。</li> <li>・ 収集運搬車両の外側に産業廃棄物収集運搬車両であること等の表示をし、かつ必要事項を記載した書面を備えつけること。</li> <li>・ 運搬車、運搬容器等は、廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭が生じないものであること。</li> </ul>
	併せて行う場 積替え保管も	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記保管の基準に加え、次によること。</li> <li>・ 積替えを行った後の運搬先が定められていること。</li> <li>・ 搬入された廃棄物の量が、適切に保管できる数量（1日平均搬出量×7）を超えないこと。</li> <li>・ 搬入された廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。</li> </ul>

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』より

廃棄物処理法では、特別管理産業廃棄物・特別管理一般廃棄物を取り扱う場合、さらに以下の処理基準が定められています。よくご確認のうえ、三島川之江港における取り扱い方法をご検討ください。

表7-7 廃棄物処理法による特別管理産業廃棄物の保管・収集運搬基準

収集運搬の基準	保管の基準	<p>表7-6の保管の基準に加え、次によること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の物と混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等必要な措置を講じること。</li> <li>・その性状に応じて、容器に入れ密閉するなど必要な措置を講じること。</li> <li>・揮発防止の措置、高温にさらされないための措置、腐食防止及び腐敗防止等の措置を講じること。</li> </ul>
	収集運搬のみ 行う場合	<p>表7-6の収集運搬のみを行う場合に加え、次によること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・その他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分して、収集運搬すること。</li> <li>・感染性廃棄物の場合は、必ず運搬容器（密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいこと）に収納すること。</li> <li>・収集運搬の際には特別管理産業廃棄物の種類、取り扱いに関する注意事項を記載した文書を携帯すること。（運搬容器に表示されている場合を除く。）</li> </ul>
	積替え保管も 併せて行う場	<p>表7-6の積替え保管も併せて行う場合と同じ</p>

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』より

処理基準を遵守した取扱方法は、廃棄物の種類、性状、荷姿等によって様々です。ご不明な点については、産業廃棄物については四国中央保健所 衛生環境課、又は県庁 廃棄物対策課までご相談ください。

表7-8 飛散防止・流出防止・悪臭防止対策の例

	対 策 例
飛散防止対策	散水、シートで覆う、容器・建物に密閉する、など。
流出防止対策	シートを敷く、コンクリートのたたきを設置する、 周囲に側溝を設置する、など
悪臭防止対策	シートで被う、容器・建物に密閉する、など

### 7.3 県外産業廃棄物の処分、又は保管に係る知事への事前協議（ ）

輸送する循環資源が廃棄物（産業廃棄物）の場合で、県の区域内において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとする場合は、知事への事前協議<sup>1)</sup>をしてください。

検討する際、ご不明な点については、四国中央保健所 衛生環境課 へご相談ください。

#### 1) 知事への事前協議

取り扱う循環資源が廃棄物（産業廃棄物）の場合は、愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱を遵守した取り扱いが必要です。

要綱では、排出事業者及び処理業者は、県の区域内において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管しようとする場合は、知事に事前協議を行うよう定められています。協議の結果、生活環境保全上に支障がなく、かつ、やむを得ない理由（リサイクル目的等）があると認められた場合に限り搬入することができます。よくご確認の上、三島川之江港における取り扱い方法をご検討ください。

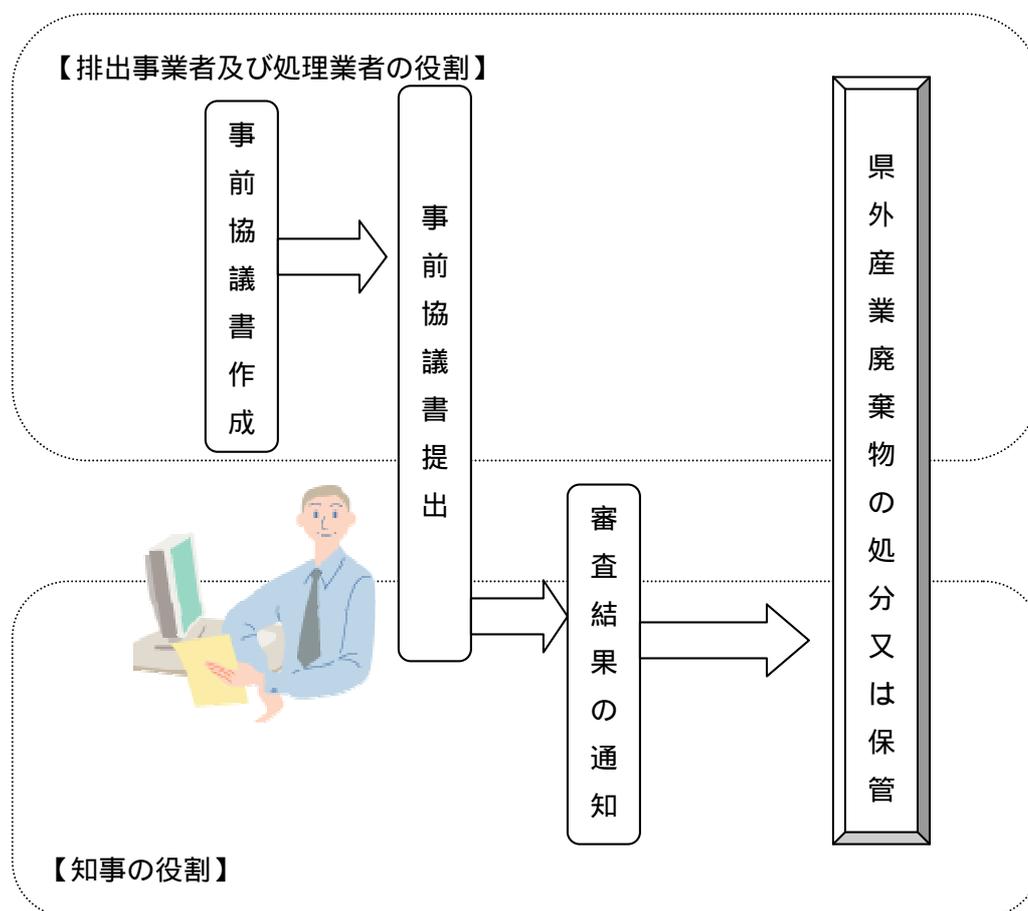


図 県外産業廃棄物処理の事前協議のフロー図